

DPC 病院の合併・分割への対応について（案）

[概要]

- DPC 制度導入後 10 年以上が経過し、DPC 制度への参加病院は増加しており、病院の統廃合が進んでいることから、今後 DPC 病院に係る合併等の事例が増加することが予想される。
- これまで合併事例については事務局の審査により DPC 対象病院としての継続の取り扱いを判断してきたが、複数の病院に係る合併の事例や病院の分割の事例等、事務局のみでは DPC 病院としての継続の可否の判断が難しいような事例に関する問い合わせがある。
- また、医療機関の病院合併・分割における経営的な観点からの予見性を確保するためにも、DPC 制度における病院合併・分割の際の対応について予め一定程度明確化することが望ましい。
- DPC 病院の合併・分割への対応については、下記の通りとしてはどうか。

[対応案]

- 合併・分割をする医療機関であって、DPC 制度への継続参加を希望する医療機関は、厚生労働省保険局医療課へ別添の様式により届出することとする。
- 合併・分割後の病院の DPC 制度における取り扱い（DPC 対象病院・DPC 準備病院・それ以外）について、「DPC 退出審査会」において非公開で審査することとし、審査結果を中医協総会に報告する。
（非公開とする理由）
 - ① 当該医療機関の機微な情報を取り扱うため。
 - ② 公平かつ中立な審議に支障を及ぼすおそれがあるため。

審査の観点（案）

- 合併・分割前の病院と後の病院で、入院している患者や勤務している職員等の引き継ぎ状況の観点から、病院の機能・診療実態等について一定の連続性が認められること。
- 合併・分割後の病院が DPC 対象病院の基準を継続的に満たすことが期待されること。
 - ① 7 対 1 又は 10 対 1 入院基本料の届出
 - ② A207 診療録管理体制加算の届出
 - ③ DPC 調査への適切な参加が可能
 - ④ データ／病床比が 1 月あたり 0.875 以上

- 合併・分割にかかる基準は下記の通りとする。

合併・分割に係る基準（案）

- 合併前の主たる病院が DPC 対象病院であること。
- 合併・分割の前に、直近 1 年間以上にわたり継続して DPC データが提出されていること（DPC 準備病院・出来高算定病院を問わない）。
- 合併・分割前の DPC 対象病院が合併・分割前の直近の 1 年間のデータ／病床比が 1 月あたり 0.875 以上であること。

- 合併・分割後に DPC 制度への参加基準③・④を満たすか否かについて、下記の基準により判定を行う。

合併・分割後の病院の参加基準③・④のフォローアップ基準（案）

- 合併・分割後の病院が下記の基準をみたすこと。
 - ③ DPC 調査への適切な参加
 - 合併・分割直後の 6 か月分のデータが遅延なく提出されること（データ提出加算の遅延の基準に基づく）
 - ④ データ／病床比
 - 合併・分割直後の 6 か月分の当該医療機関におけるデータ／病床比が 1 月あたり 0.875 以上
- （なお、当該基準を満たさない場合は退出となる）
（DPC 制度から退出した場合は、次々回診療報酬改定までの間、データを提出することとする）

- 「DPC 退出審査会」は「DPC 退出等審査会（仮）」とし、別添の通り運営要綱を見直すこととする。
- DPC 準備病院にかかる合併・分割等についても同様に取り扱うこととする。

(※ 医療機関別係数の取り扱いについて)

○ 原則として、次に予定する見直しまでの間暫定的に下記を適用する。

※ 機能評価係数Ⅱは1年ごと、それ以外は診療報酬改定時に見直す。

(1) 合併事例について

●機能評価係数Ⅰ

合併後の病院が満たす施設基準に応じて適用する。

●基礎係数（医療機関群）

合併後の病院の医療機関群は、合併前の主たる病院の医療機関群を適用する。

●機能評価係数Ⅱ

合併前の病院の機能評価係数Ⅱの加重平均値（症例数ベース）を適用する。（合併前の従たる病院がDPC対象病院でない場合は、合併前の主たる病院の機能評価係数Ⅱを適用する。）

●暫定調整係数

[合併前の病院の従来の方法で計算した調整係数の加重平均値（症例数ベース）]
－ [合併後の病院の基礎係数] － [合併後の病院の機能評価係数Ⅱ] を適用する。
（合併前の従たる病院がDPC対象病院でない場合は、合併前の主たる病院の従来
の方法で計算した調整係数を元に算出する。）

(2) 分割事例について

●機能評価係数Ⅰ

分割後の病院が満たす施設基準に応じて適用する。

●基礎係数（医療機関群）

分割後の病院の医療機関群は、Ⅲ群を適用する。

●機能評価係数Ⅱ

分割後の病院の機能評価係数Ⅱは、分割前の病院の機能評価係数Ⅱを適用する。

●暫定調整係数

[分割前の病院の従来の方法で計算した調整係数] － [分割後の病院の基礎係数]
－ [分割後の病院の機能評価係数Ⅱ] を適用する。

(※ 合併・分割後の診療報酬改定に係るデータの取り扱いについて)

○ 合併後の医療機関の診療報酬改定に係る対応については、合併前のデータを加味して算出することとし、分割後については当該診療報酬改定で用いるデータの対象期間において、分割前後で提出されている期間が長い方のデータに基づいて算出することとする。

(別紙 11)

D P C 対象病院の合併に係る申請書

(保険医療機関名称)

当院 _____ は、

(保険医療機関名称)

次の _____ と、

平成 年 月 日

_____ に合併を予定しています。

合併後も D P C 対象病院の基準を満たす予定であり、D P C 制度に継続参加を希望しています。

平成 年 月 日

保険医療機関の所在地住所及び名称

開設者名

印

(連絡先)

担当者名

所属部署

電話番号

E-mail

厚生労働省保険局医療課長 殿

(注意事項)

- ※1 本申請書は、合併（予定）年月日の●ヶ月前までに、地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出すること。
- ※2 本申請書には、必要事項を記載した、別紙12「DPC対象病院の合併に係る申請書（別紙）」を添付して提出すること。
- ※3 本申請書の提出後、申請内容等の合併に係る資料の提出が求められた場合は厚生労働省保険局医療課に速やかに提出すること。
- ※4 DPC制度継続参加の可否については、中央社会保険医療協議会において審査・決定することとする。
- ※5 審査後の決定案については、予め当該病院に通知することとし、通知した決定案に不服がある病院は、1回に限り別紙5「不服意見書」を提出することができる。
- ※6 審査の内容については必要に応じ、中央社会保険医療協議会に報告を行うものであること。

(別紙 12)

D P C 対象病院の合併に係る申請書 (別紙)

	合併前病院① (※1)	合併前病院② (※1)	合併後病院 (※1)
保険医療機関コード			変更 有 ・ 無 ・ 不明
保険医療機関名称(予定)			
開設者(予定)			
保険医療機関の所在地(予定)			
医療圏(予定)			
総病床数(予定)			
D P C 算定病床数(予定)			
届出(予定)入院基本料			
診療科目数 (予定)			
主たる診療科目 (予定)			
入院中の患者の引き継ぎ			有 ・ 無
病院職員(医師、看護師、を含む)の引き継ぎ			有 ・ 無
届出(予定)入院基本料			
診療録管理体制加算の届出(予定)	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
適切なコーディングに係る委員会の設置(予定)	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

平成 年 月 日

保険医療機関の所在地住所及び名称

開設者名

印

(連絡先)

担当者名

所属部署

電話番号

E-mail

厚生労働省保険局医療課長 殿

(注意事項)

※1 病院における状況（予定）について記入、該当する項目に○を付けること。

「合併前病院①」・・・合併にあたり主となる病院

「合併前病院②」・・・合併にあたり従となる病院

「合併後病院」・・・合併後の病院

(別紙 13)

D P C 対象病院の分割に係る申請書

(保険医療機関名称)

当院 _____ は、

平成 年 月 日

_____ に、

(保険医療機関名称 (予定))

_____ と、

(保険医療機関名称 (予定))

_____ に分割を予定しています。

分割後も D P C 対象病院の基準を満たす予定であり、D P C 制度に継続参加を希望しています。

平成 年 月 日

保険医療機関の所在地住所及び名称

開設者名

印

(連絡先)

担当者名

所属部署

電話番号

E-mail

厚生労働省保険局医療課長 殿

(注意事項)

- ※1 本申請書は、分割（予定）年月日の●ヶ月前までに、地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出すること。
- ※2 本申請書には、必要事項を記載した、別紙14「DPC対象病院の分割に係る申請書（別紙）」を添付して提出すること。
- ※3 本申請書の提出後、申請内容等の分割に係る資料の提出が求められた場合は厚生労働省保険局医療課に速やかに提出すること。
- ※4 DPC制度の継続参加の可否については、中央社会保険医療協議会において審査・決定することとする。
- ※5 審査後の決定案については、予め当該病院に通知することとし、通知した決定案に不服がある病院は、1回に限り別紙5に定める不服意見書を提出することができる。
- ※6 審査の内容については必要に応じ、中央社会保険医療協議会に報告を行うものであること。

D P C 対象病院の分割に係る申請書 (別紙)

	分割前病院 (※1)	分割後病院① (※1)	分科後病院② (※1)
保険医療機関コード		変更 有 ・ 無 ・ 不明	変更 有 ・ 無 ・ 不明
保険医療機関名称(予定)			
開設者 (予定)			
保険医療機関の所在地(予定)			
医療圏 (予定)			
総病床数 (予定)			
D P C 算定病床数(予定)			
診療科目数 (予定)			
主たる診療科目 (予定)			
入院中の患者の引き継ぎ		有 ・ 無	有 ・ 無
病院職員(医師、看護師、を含む)の引き継ぎ		有 ・ 無	有 ・ 無
届出(予定)入院基本料			
診療録管理体制加算の届出(予定)	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
適切なコーディングに係る委員会の設置(予定)	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
分割後の DPC 制度継続参加の希望の有無		有 ・ 無	有 ・ 無

平成 年 月 日

保険医療機関の所在地住所及び名称

開設者名

印

(連絡先)

担当者名

所属部署

電話番号

E-mail

厚生労働省保険局医療課長 殿

(注意事項)

※1 病院における状況（予定）について記入、該当する項目に○を付けること。

「分割前病院」・・・分割前の病院

「分割後病院①」・・・分割後に主となる病院

「分割後病院②」・・・分割後に従となる病院

D P C退出等審査会運営要綱

(所掌事務)

第1条 D P C退出等審査会（以下「審査会」という。）は、D P C制度に参加する医療機関の~~が~~、合併、分割以降のD P C制度への継続参加の申請及び特別の理由により緊急に退出する必要がある場合に、中央社会保険医療協議会基本問題小委員会の委任を受け、D P C制度への継続参加及び退出の可否について、審査・決定を行う。

(組織)

第2条 審査会は、次に掲げる委員7名をもって組織する。

- 一 社会保険医療協議会法（昭和25年法律第47号）第三条第1項第一号に掲げる委員のうち2名
 - 二 社会保険医療協議会法（昭和25年法律第47号）第三条第1項第二号に掲げる委員のうち2名
 - 三 社会保険医療協議会法（昭和25年法律第47号）第三条第1項第三号に掲げる委員のうち3名
- 2 委員長は前項第三号に掲げる委員の中から互選により選出する。
 - 3 委員長はD P C退出審査会を総理し、D P C退出審査会を代表する。
 - 4 委員長に事故があるときは、予め委員長が指名する委員が、その職務を代行する。

(定足数)

第3条 審査会は、第2条第一項各号に掲げる委員各1名以上を含む委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開き、意見の確認を行うことができない。ただし、第5条に規定する意見書の提出があった委員は出席したものとみなす。

(審査の議決)

第4条 審査会の議事は、委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(欠席委員の意見提出)

第5条 委員は、やむを得ない理由により出席できない場合は、当該議題について、予め意見書を提出することができる。

(開催)

第6条 審査会は、必要に応じて開催するものとする。

(審議の公開)

第7条 審査会は非公開とする。

(審査結果の通知、不服意見書)

第8条 審査結果は、申請のあった医療機関に通知するものとする。

2 当該医療機関は、審査会の審査結果に不服がある場合は、1回に限り不服意見書を提出することができる。

(再審査)

第9条 不服意見書が提出された場合は、再審査を行うこととし、審査結果を当該医療機関に通知するものとする。

(報告)

第10条 委員長は、審査結果を中央社会保険医療協議会基本問題小委員会に報告することとする。

(庶務)

第11条 D P C退出等審査会の庶務は保険局医療課において処理する。

(補足)

第12条 この要綱に定めるもののほか、審査会の議事運営に必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は平成23年12月16日から施行する。

附 則 (定足数の変更)

この要綱は平成25年〇月〇日から施行する。